

第4章 スポーツ推進のための施策と主な取組み

4-1 スポーツ活動の推進

スポーツは、市民の健康や体力づくり、趣味等のために役立つ手段であることにとどまらず、豊かで活力に満ちた地域社会の形成に重要な役割を担っています。

市民の誰もがライフステージに応じて、スポーツに親しむことができるよう、関係課と連携を図り、スポーツ事業の充実に努めていきます。

(1) スポーツ事業の充実

市民の健康づくりや市民交流を促進するため、地区体育祭や久喜マラソン大会をはじめとする、市民の誰もが参加できるスポーツ事業を実施します。

① スポーツイベントの充実

地区体育祭や久喜マラソン大会、くき健康ウォークなど、誰もが体力や年齢に応じて参加できるイベントを開催するとともに、充実に努めます。

② スポーツ教室等の開催

スポーツを始めるきっかけづくりとして、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツ*教室や新体力テストなどを開催するほか、公共スポーツ施設の指定管理者と連携して、市民のニーズに応じたスポーツ教室等の開催に努めます。

(2) 子どものスポーツ活動の推進

子どもたちの運動離れによる体力低下を防ぐためにも、幼児や保護者、小・中学生を対象にしたスポーツ活動の機会や活動の場を提供します。

① 幼児期におけるスポーツ活動の推進

幼児期に運動することへの興味・関心を高め、運動の機会が増加するよう、関係課や幼稚園・保育所との連携に努めます。

② スポーツに親しむことができる機会の確保

小・中学生が、授業や部活動以外でもスポーツに親しめる場である放課後子ども教室(ゆうゆうプラザ)、児童センター・児童館との連携を図り、子どもたちがスポーツに親しむことができる機会の確保に努めます。

※【ニュースポーツ】定義は様々ですが、おおむね次のようなものとされています。①国内外を問わず最近生まれたスポーツ ②諸外国で古くから行われてきたが、近年我が国で普及してきたスポーツ ③既存のスポーツのルールなどを簡略化し、取り組みやすくしたスポーツです。

(3) 成人のスポーツ活動の推進

日頃、仕事や家事、子育て等が忙しくスポーツに取り組めない方や、運動の習慣がない方でも気軽にスポーツに親しみ、取り組めるようなスポーツ事業や教室等の開催に努めます。

①親子スポーツ事業の充実

関係課と連携を図り、親子で一緒に参加できるスポーツ事業や教室を開催するなど、親子でスポーツに親しむ機会の充実に努めます。

②気軽に実施できるスポーツの推進

日頃、スポーツをする機会がない方でも参加しやすいスポーツ教室等の開催や、埼玉県が奨励している、「スポーツ通勤※」等の情報提供を行うなど、日頃から気軽に実施することができるスポーツを推進します。

(4) 高齢者のスポーツ活動の推進

高齢者が健康で充実した日々を過ごすことができるよう、高齢者スポーツを活性化させ、高齢者の社会参加を促します。

①健康・体力づくりの活動機会の充実

健康・体力づくり、介護予防、生きがいづくりなど、関係課と連携を図りながら自宅や身近な場所でのスポーツの機会をつくり、運動の習慣化を推進します。

(5) 障がい者のスポーツ活動の推進

障がいのある方も参加しやすい教室等の開催・充実に努め、障がい者のスポーツ参加を促します。

①障がい者のスポーツ活動への参加機会の拡大

障がいの有無に関わらず参加できるスポーツ教室等を、関係課等と連携を図り開催するなど、障がい者のスポーツ活動の拡大に努めます。

※【スポーツ通勤】日頃の通勤や勤務中の移動を意識的にスポーツ感覚で行うものです。

普段の「歩行」を「ウォーキング」に、自動車を自転車に変えることにより、多忙なビジネスパーソンでも健康の保持増進やリラクゼーションを図る取り組みです。

(6) 競技スポーツの支援

スポーツの国際大会や全国大会等への出場者に対して、奨励金の交付や広報などを行うことにより、市民へのスポーツの普及、奨励、競技力の向上を図ります。

①スポーツ競技大会出場選手奨励金

各種スポーツ競技において、国際大会や全国大会等に出場する市民に、スポーツ競技大会出場選手奨励金を交付します。

②広報及び表彰

国際大会出場や全国大会上位入賞など優秀な成績を収めた市民の情報収集を行い、その活躍を広報等で紹介したり、表彰を行うなど、競技スポーツを支援します。

4-2 学校における体育・スポーツ活動の充実

児童生徒が生涯にわたってスポーツに親しむことができる資質を育てるため、学校教育の充実を図ります。

(1) 学校体育の充実

①体育授業の充実

新体力テストの分析結果に基づき、児童生徒の体力向上を目指した体育授業づくりの支援を行います。

②体力向上推進委員会の充実

体力向上推進委員会を中心に児童生徒の体力に係る課題解決に向けた指導の工夫と改善に努めます。

(2) 運動部活動の充実

①外部指導者の活用

部活動の充実を図るために、中学校運動部活動への外部指導者の活用を進めます。

4-3 豊かなスポーツライフを支える環境づくり

スポーツ施設の有効利用や整備により、市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを目指します。

(1) 公共スポーツ施設の充実

市民の豊かなスポーツライフを支える上で、スポーツに親しむことのできる環境の整備・充実が重要です。

既存の施設を有効活用するとともに、民間企業のノウハウを活用し、スポーツ活動の場の充実に努めます。

① 指定管理者制度によるスポーツ施設の管理運営

指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用した施設の運営管理を行い、安全で快適な施設の提供に努めます。

② バリアフリー化の推進

公共スポーツ施設を誰もが安全に利用しやすいように、スロープの設置等施設のバリアフリー化に努めます。

(2) スポーツ活動が可能な場の有効活用

市民のスポーツ活動の場として、学校体育施設の開放や民間企業等と連携するなど、市民のスポーツ活動の場の拡充を進めます。

① 学校体育施設の開放

学校体育施設を多くの市民が身近なスポーツの場として活用できるよう、施設開放の充実に取り組みます。

② 身近な施設などの活用

ウォーキングやラジオ体操など、気軽にスポーツを行う場として公園や公民館等の利用や、スポーツのきっかけとして観光ウォーキングマップを活用するなど、既存の身近な施設等も活用します。

(3) スポーツにおける安全対策

スポーツ事故その他スポーツによって生じる事故等の防止を図ることは、スポーツを親しむためには必要不可欠です。市民が安全にスポーツ活動を行える環境の整備を進めます。

① スポーツの安全に関する取組み

スポーツをする際の体調管理・準備運動の重要性を啓発し、事故等の防止に努めるとともに、万一の事故等に備え、スポーツに関する保険制度について周知・普及を促します。

②スポーツ施設等の安全対策

スポーツ施設におけるAEDの設置や所在の表示化などを進めるとともに、施設や用具の安全点検にも努めます。

(4) 関係スポーツ団体の支援

地域のスポーツ関係団体の育成や支援に努め、市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりを目指します。

①体育協会・レクリエーション協会・スポーツ少年団の支援

スポーツ関係団体の支援を通して、スポーツの裾野を広げ、多くの市民がスポーツに親しむ機会の充実を図ります。

②総合型地域スポーツクラブの育成・支援

総合型地域スポーツクラブが、地域住民のスポーツ活動の場として定着し、継続的な活動に取り組めるように、総合型地域スポーツクラブの育成・支援をしていきます。

(5) 指導者の育成・支援

市民がスポーツ活動を始め、継続していくためには、スポーツ指導者の存在が重要です。スポーツ活動を支える指導者の育成・支援に努めます。

①スポーツ推進委員の活用

地域のスポーツ活動の指導者として、スポーツ推進委員の積極的な活用を推進するとともに、指導者としての資質向上を図るため、研修会へ派遣します。

②スポーツ指導者の育成

市民の多様なスポーツニーズに応えるため、体育協会をはじめとするスポーツ団体と連携し、スポーツ指導者の確保と資質向上に努めます。

また、県体育協会など他団体が実施する研修会等の情報提供をしていきます。

(6) 多様なスポーツ活動の推進

①スポーツ情報の充実

市のホームページや広報等に、スポーツ関係団体のイベントや県が取り組むスポーツに関する情報を掲載するなど、スポーツ情報の充実に努めます。

②スポーツ観戦・応援の推進

各種スポーツ大会、イベントの開催等に努めるとともに、パブリックビューイング等の機会を創出するなど、参加するだけでなく、観戦や応援などの、多様な関わり方を通して、スポーツに親しむきっかけづくりに努めます。

(7) スポーツ推進審議会への諮問

本計画に掲げた施策の実施状況をスポーツ推進審議会に報告を行うとともに、新たに発生したスポーツに関する課題等については、スポーツ推進審議会に意見を伺い、本市におけるスポーツの推進に努めていきます。



綱引大会



ハイキング



第1回よるこびのまち久喜マラソン大会